

【医療法人について】

医療法人の合併について

「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定)(抄)

「医療法人の再生支援・合併における諸規制の見直し」

国民皆保険制度を守ることを前提として、以下を行う。

- 法人種別の異なる場合も含めた医療法人の合併に関するルールの明確化や、医療法人が合併する場合の
○ 手続の迅速化について検討する。〈平成23年度検討・結論〉

前回の医療部会(3月7日)での議論

- 医療法人の合併に関する通知の内容について、大筋は了承。
- ただし、持分の定めのある法人同士の合併によって、医療法人が新たに設立される場合に、当該医療法人が持分の定めのある医療法人となることができるのかどうかについて、現行の医療法の規定との関係で整理が必要とされた。



- 医療法第44条第5項の規定により、新たに設立される医療法人は持分の定めのない医療法人となることとされているが、平成18年改正法附則第10条第2項により、平成19年4月1日以前に設立された医療法人及び同日以前に認可の申請をし、同日以後に設立の認可を受けた医療法人に限り、当分の間、持分の定めのある医療法人とすることが認められている。
- したがって、合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人であっても、合併により新たに医療法人を設立する場合には、平成18年改正法附則第10条第2項の規定は適用されず、持分の定めのある医療法人とすることはできないものと解される。

【医療法施行規則の改正等】

- 従前の医療法施行規則第35条第2項の規定は、この規定だけを見ると、持分の定めのある法人同士が合併して新たに医療法人を設立する場合について、新法人を持分の定めのある医療法人とすることができるようにも読めるものとなっていたことから、同項の規定を改正し、医療法との関係で解釈上の疑義が生じないようにするとともに、当該改正を踏まえた医政局指導課長通知を発出した。(平成24年5月31日)

関係条文

○医療法(昭和23年法律205号)(抄)

第44条 医療法人は、都道府県知事の認可を受けなければ、これを設立することができない。

2 医療法人を設立しようとする者は、定款又は寄附行為をもつて、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 その開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理しようとする公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設を含む。)の名称及び開設場所

四 事務所の所在地

五 資産及び会計に関する規定

六 役員に関する規定

七 社団たる医療法人にあつては、社員総会及び社員たる資格の得喪に関する規定

八 財団たる医療法人にあつては、評議員会及び評議員に関する規定

九 解散に関する規定

十 定款又は寄附行為の変更に関する規定

十一 公告の方法

3 財団たる医療法人を設立しようとする者が、その名称、事務所の所在地又は理事の任免の方法を定めなくて死亡したときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、これを定めなければならない。

4 医療法人の設立当初の役員は、定款又は寄附行為をもつて定めなければならない。

5 第2項第9号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であつて厚生労働省令で定めるもののうちから選定されるようにしなければならない。

6 この節に定めるもののほか、医療法人の設立認可の申請に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

○良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号)(抄)

附則

(残余財産に関する経過措置)

第10条 新医療法第44条第4項の規定は、施行日以後に申請された同条第一項の認可について適用し、施行日前に申請された同項の認可については、なお従前の例による。

2 施行日前に設立された医療法人又は施行日前に医療法第44条第1項の規定による認可の申請をし、施行日以後に設立の認可を受けた医療法人であつて、施行日において、その定款又は寄附行為に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けていないもの又は残余財産の帰属すべき者として新医療法第44条第4項に規定する者以外の者を規定しているものについては、当分の間(当該医療法人が、施行日以後に、残余財産の帰属すべき者として、同項に規定する者を定めることを内容とする定款又は寄附行為の変更をした場合には、当該定款又は寄附行為の変更につき医療法第50条第1項の認可を受けるまでの間)、新医療法第50条第4項の規定は適用せず、旧医療法第56条の規定は、なおその効力を有する。

医療法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第86号) (平成24年5月31日公布・施行) 新旧対照条文

○ 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(合併の認可の申請)</p> <p>第35条 法第57条第4項の規定により、合併の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 理由書</p> <p>二 法第57条第1項又は第3項の経手を経たことを証する書類</p> <p>三 合併契約書の写し</p> <p>四 法第60条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書面</p> <p>五 合併後存続する医療法人又は合併によつて設立する医療法人の定款又は寄附行為</p> <p>六 合併前の各医療法人の定款又は寄附行為</p> <p>七 合併前の各医療法人の財産目録及び貸借対照表</p> <p>八 合併後存続する医療法人又は合併によつて設立する医療法人について、第31条第7号、第10号及び第11号に掲げる書類(この場合において、同条第7号中「設立後」とあるのは「合併後」と、第10号中「役員」とあるのは「新たに就任する役員」と読み替えるものとする。)</p> <p>2 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人である場合であつて、前項第5号の合併後存続する医療法人の定款又は寄附行為において残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けるときは、法第44条第5項の規定にかかわらず、同項に規定する者以外の者を規定することができる。</p>	<p>(合併の認可の申請)</p> <p>第35条 法第57条第4項の規定により、合併の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 理由書</p> <p>二 法第57条第1項又は第3項の経手を経たことを証する書類</p> <p>三 合併契約書の写し</p> <p>四 法第60条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書面</p> <p>五 合併後存続する医療法人又は合併によつて設立する医療法人の定款又は寄附行為</p> <p>六 合併前の各医療法人の定款又は寄附行為</p> <p>七 合併前の各医療法人の財産目録及び貸借対照表</p> <p>八 合併後存続する医療法人又は合併によつて設立する医療法人について、第31条第7号、第10号及び第11号に掲げる書類(この場合において、同条第7号中「設立後」とあるのは「合併後」と、第10号中「役員」とあるのは「新たに就任する役員」と読み替えるものとする。)</p> <p>2 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人である場合であつて、前項第5号の定款又は寄附行為において残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けるときは、法第44条第5項の規定にかかわらず、同項に規定する者以外の者を規定することができる。</p>

医療法人の合併について(平成24年5月31日医政指発0531第2号厚生労働省医政局指導課長通知)(抄)

2 合併の認可の申請（医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。)第35条関係)

(2) 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人である場合であって、合併後いずれかの医療法人が存続するときに限り、合併後存続する医療法人の定款において、残余財産の帰属すべき者として国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供するものであって、厚生労働省令で定めるもの以外の者を規定することができること。

したがって、次の場合においては、合併後は、持分の定めのない医療法人となること。

- ① 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのない医療法人である場合
- ② 合併前の医療法人のいずれかが持分の定めのない医療法人である場合
- ③ 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人であって、合併により新たに医療法人を設立する場合

(参考)

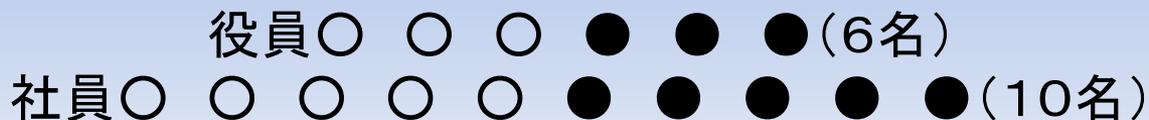
吸収合併における実質的な対等合併の例

法人Aと法人Bは同規模



吸収合併

合併後の法人A → 名称を「法人C」に変更



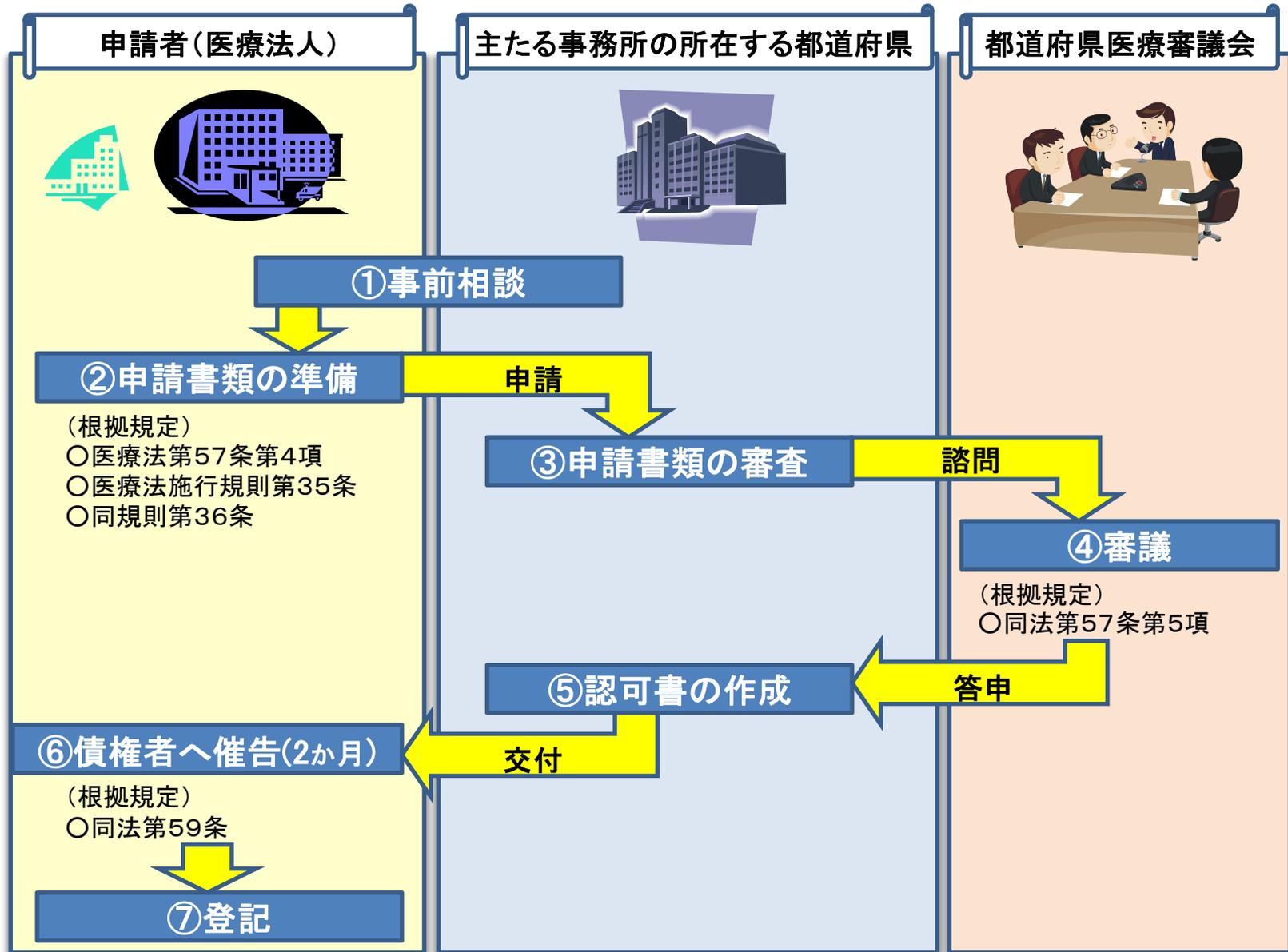
※ 合併前の法人Aと法人Bの関係者の経営に対する影響力が対等になるよう、役員数、社員数を同数にすることが可能。

※ 一般的に法人Bの出資者には、法人Aの持分が割り当てられる。

※法人Aが法人Bを吸収合併する際に、法人Aの名称を変更することが可能。

医療法人の合併手続について

医療法人の合併手続について（現行の取扱い）



合併認可時の都道府県医療審議会の意見聴取義務について (都道府県の意見)

合併認可時の医療審議会の意見聴取義務を廃止することの是非について都道府県へ意見照会を行った結果、都道府県からは次のような反対意見が多かった。

都道府県からの主な意見

- 「設立」「解散」手続との整合性がとれない。
- 「合併」による地域医療、医療計画への影響など医療審議会の意見を聴くことは重要。
- 行政処分の公平性、客観性を確保する観点から必要。
- 医療審議会の開催回数の見直しや、部会・分科会を置くことにより事務処理の迅速化を図ることは可能。

医療法人の合併手続について（案）

具体的な対応（案）

※ 医療法人の合併手続の迅速化及び法人種別の異なる場合も含めた医療法人の合併に関するルールの明確化の観点から、以下の内容について通知を発出し、関係者へ周知することとする。

1 医療法人が合併する場合の手続の迅速化について、以下の点を明記する。

医療法人合併手続の迅速化の観点から、必要に応じ、都道府県医療審議会の部会の開催を随時行う等、さらに実態に応じた適切な運営を図りたいこと。

2 法人種別の異なる場合も含めた法令の規定に基づく医療法人の合併のルールについて、以下の点を明記する。

① 社団医療法人にあっては、総社員の同意があるときに限り、他の社団医療法人と合併をすることができること

② 財団医療法人にあっては、寄附行為に合併することができる旨の定めがある場合に限り、他の財団医療法人と合併をすることができること。なお、財団医療法人が合併をするには、理事の三分の二以上の同意がなければならないが、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでないこと

③ 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある社団医療法人である場合に限り、合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人の定款において、残余財産の帰属すべき者として国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供するものであって、厚生労働省令で定めるもの以外の者を規定することができること。

したがって、合併前の医療法人のいずれかに持分の定めのない医療法人がある場合においては、合併後は、持分の定めのない医療法人となること